5
大量破壊兵器（第五条関係）
(一)　両締約者は、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散を防止するため、国際法に基づく義務の完全な遵守及び実施により、不拡散及び軍備縮小に関する制度の強化に当たって協力する。
(二)　両締約者は、核軍備の縮小を追求するための不可欠な基礎であり、世界的な核不拡散に関する制度の基礎であり、及び原子力の平和的利用を促進するための基礎である一九六八年七月一日にロンドン市、モスクワ市及びワシントン市で作成された核兵器の不拡散に関する条約（以下「核不拡散条約」という。）を普及させる。また、両締約者は、不拡散及び軍備縮小に関する制度に対するあらゆる課題に対処することの重要性並びに核不拡散条約を擁護し、及び強化することの必要性を強調しつつ、全ての者にとってより安全な世界を追求することを目的とする世界的な努力に引き続き積極的に貢献するよう取り組むものとし、また、核不拡散条約の目標に従い、国際の安定を促進するような方法で、及び全ての者にとって安全保障が損なわれないという原則に基づき、核兵器のない世界のための条件を引き続き作り出していくよう取り組む。
(三)　両締約者は、特に、汎用品及び大量破壊兵器関連の物品並びにこれらに係る技術についての効果的な輸出管理制度を発展させ、及び維持することにより、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散に引き続き対処する。
(四)　両締約者は、第五条に定める両締約者の取組を強固にするため、この分野における対話を維持し、及び促進する。

6
通常兵器（第六条関係）
(一)　両締約者は、通常兵器並びに汎用品及びこれに係る技術の移転の管理の分野において、世界的な、地域的な、小地域的な及び域内のそれぞれの段階で、これらの流用を防止し、平和、安全及び安定に貢献し、並びに人類の苦しみを軽減するため、当該それぞれの段階で協力し、及び調整する。両締約者は、責任ある方法で、特に相互の安全保障上の関心に十分な考慮を払いつつ、移転の管理に関する政策を発展させ、及び実施する。
(二)　両締約者は、関連する国際文書による枠組みについてのそれぞれの約束を再確認した上で、通常兵器の国際的な貿易を規制し、並びにその不正な取引及び流用を防止し、及び根絶するため、これらの文書の下で協力し、及び適当な場合には調整する。第六条２の規定による協力には、適当な場合には、第三国においてこれらの枠組みの普遍化を促進し、及びその完全な実施を支援することを含める。
(三)　両締約者は、第六条の規定による両締約者の取組に伴って行われ、及び当該取組を強固にする対話を維持し、及び促進する。

7
国際刑事裁判所（第七条関係）
(一)　両締約者は、国際刑事裁判所及び適当な場合には国際連合の関連する決議に従って設置される裁判所を通ずること等により、国際的な関心事項である重大な犯罪の捜査及び訴追を促進するために協力する。
(二)　両締約者は、一九九八年七月一七日にローマで作成された国際刑事裁判所に関するローマ規程（以下「規程」という。）の目的の促進に当たって協力する。このため、両締約者は、適当な場合には規程の締結及び実施のために必要な措置をとるに当たっての経験を共有すること等により、規程の普遍性を引き続き促進すること等を行う。

8
テロリズム対策（第八条関係）
(一)　両締約者は、適用可能な国際法に従い、あらゆる形態のテロリズムの行為を防止し、及びこれと戦うため、両締約者間で並びに地域的及び国際的な段階で協力する。
(二)　両締約者は、国際連合テロリズム対策世界戦略及び国際連合安全保障理事会の関連する決議を考慮しつつ、協力を促進する。
(三)　両締約者は、国際法及びそれぞれの法令に基づくプライバシー及び個人情報の保護を尊重しつつ、テロリズムのあらゆる行為、方法及び慣行について、対話並びに情報及び意見の交換を促進する。

9
化学剤、生物剤、放射性物質及び核についてのリスク対応（第九条関係）
(一)　両締約者は、化学剤、生物剤、放射性物質及び核についてのリスクの防止、軽減及び管理並びにこれらのリスクへの対応に当たり、協力を促進する。
(二)　両締約者は、化学剤、生物剤、放射性物質及び核についてのリスクを管理するための第三国における制度的能力を強化することを目的として協力を促進する。

10
国際的及び地域的な協力並びに国際連合の改革（第一〇条関係）
(一)　両締約者は、効果的な多数国間主義についての約束の裏付けとして、国際連合並びに他の国際機関及び地域機関並びに国際的な場及び地域的な場の枠組みにおいて、意見の交換を行い、協力を促進し、及び適当な場合には立場を調整するよう努める。
(二)　両締約者は、国際連合及びその関連機関の全体の効率性、実効性、透明性、説明責任、能力及び代表性を強化することを目的として、国際連合の改革を促進するために協力する。

11
開発（第一一条関係）
(一)　両締約者は、定期的な対話等により開発に関する政策についての意見の交換を促進するものとし、適当な場合には、地球的規模の課題としての持続可能な開発及び貧困の撲滅に関する個別の政策について調整する。
(二)　両締約者は、適当な場合には、国際的な場及び地域的な場において開発問題に関する立場を調整する。
(三)　両締約者は、それぞれの開発に関する機関及び部局の間の情報の交換及び協力並びに適当な場合には現地における活動の調整を一層奨励するよう努める。
(四)　両締約者は、また、開発援助の分野において、情報、最良の慣行及び経験を交換するよう努めるものとし、不正な資金の流れを抑制するため、並びに両締約者及び受益国の資金上の利益に影響を及ぼす不正行為、詐欺、腐敗行為その他の違法行為をあらゆる段階で防止し、並びにこれらと戦うため、協力するよう努める。

12
災害対策及び人道的活動（第一二条関係）
(一)　両締約者は、災害のリスクを軽減し、及び災害に対する強靭性を高めるため、災害の防止及び軽減、災害への準備及び対応並びに災害からの復旧に当たり、協力並びに適当な場合には両締約者間における並びに地域的及び国際的な段階における調整を促進する。
(二)　両締約者は、人道的活動に当たり、効果的な対応を調整して行うため、協力するよう努める。

13
経済及び金融（第一三条関係）
(一)　両締約者は、持続可能で均衡のとれた成長、雇用創出の促進、マクロ経済上の過度な不均衡への対策及びあらゆる形態の保護主義との戦いという共通の目的を支援するための両締約者間及び多数国間の政策に関する緊密な調整を促進するため、情報及び経験の交換を促進する。
(二)　両締約者は、関連する国際機関及び国際的な場において現在行われている活動を支援するため、会計、監査、銀行業、保険業、金融市場及び金融部門の他の部分に関する規制制度及び監督制度を改善すること等により金融の安定性及び財政の持続可能性を確保するための協力を強化することを目的として、金融に関する政策及び規制について情報の交換を促進する。

14
科学、技術及びイノベーション（第一四条関係）
　両締約者は、科学、技術及びイノベーションの分野において、二〇〇九年一一月三〇日にブリュッセルで作成された科学技術における協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定に基づき、相互に関心を有する優先事項に特に重点を置いて、協力を促進する。